

松江市下水道条例等の一部を改正する条例

(松江市下水道条例の一部改正)

第1条 松江市下水道条例（平成17年松江市条例第347号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(排水設備の工事の実施) 第6条 排水設備の新設等の工事(管理者が別に定める軽微な工事を除く。)は、管理者が別に定めるところにより管理者が指定した者(以下「指定工事店」という。)でなければ、行ってはならない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。)の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</u> (排水設備の工事の検査) 第7条 略 2 略 <u>3 管理者は、第1項の検査の結果、工事が不完全であると認めたときは、当該工事の改修を命じ、再検査を行うものとする。</u> (<u> </u>手数料) 第24条 管理者は、<u>次の各号に掲げる事務について、当該各号</u> <u> </u><u>に定める額の手数料を徴収する。</u> (1)・(2) 略	(排水設備の工事の実施) 第6条 排水設備の新設等の工事(管理者が別に定める軽微な工事を除く。)は、管理者が別に定めるところにより管理者が指定した者(以下「指定工事店」という。)でなければ、行ってはならない。 (排水設備の工事の検査) 第7条 略 2 略 (<u>指定工事店の指定</u>手数料) 第24条 管理者は、<u>第6条に定める指定工事店の指定に関する事務について、当該申請者から、次に</u>定める額の手数料を徴収する。 (1)・(2) 略

<u>(3) 排水設備の新設等に係る計画の確認及び工事の検査 1件につき4,000円</u> 2・3 略 <u>4 管理者は、公益上その他特別の事情があると認めたときは、第1項第3号に定める手数料を減額し、又は免除することができる。</u>	2・3 略
---	--------------

(松江市生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 松江市生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成17年松江市条例第315号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(工事の実施) 第9条 排水設備の新設等の工事は、管理者が指定した者に行わせなければならない。 <u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。)</u>の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。 <u>(工事の検査)</u> <u>第9条の2 排水設備の新設等を行った者は、その工事の完了した日から5日以内にその旨を管理者に届け出て、松江市下水道条例(平成17年松江市条例第347号)第7条の規定による工事完了検査員の検査を受けなければならない。</u> <u>2 管理者は、前項の検査の結果、工事が不完全であると認めたときは、当該工事の改修</u>	(工事の実施) 第9条 排水設備の新設等の工事は、管理者が指定した者に行わせなければならない。

<u>を命じ、再検査を行うものとする。</u> <u>(手数料)</u> <u>第 12 条 管理者は、排水設備の新設等に係る計画の確認及び工事の検査に関する事務について、1 件につき 4,000 円の手数料を徴収する。</u> <u>2 前項の手数料は、計画の確認の申請の際に徴収する。</u> <u>3 管理者は、公益上その他特別の事情があると認めたときは、第 1 項に定める手数料を減額し、又は免除することができる。</u> <u>4 既納の手数料は、返還しない。</u> <u>第 13 条・第 14 条 略</u>	<u>第 12 条・第 13 条 略</u>
---	-------------------------------

(松江市公設浄化槽条例の一部改正)

第 3 条 松江市公設浄化槽条例（平成 17 年松江市条例第 249 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 第 1 章・第 2 章 略 第 3 章 排水設備の設置(第 10 条—<u>第 14 条の 2</u>) 第 4 章～第 8 章 略 附則 (排水設備工事の実施) 第 13 条 排水設備の新設等の工事は、管理者が指定した者に行わせなければならない。 <u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長(地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 7 条の規定により</u>	目次 第 1 章・第 2 章 略 第 3 章 排水設備の設置(第 10 条—<u>第 14 条</u>) 第 4 章～第 8 章 略 附則 (排水設備工事の実施) 第 13 条 排水設備の新設等の工事は、管理者が指定した者に行わせなければならない。

<u>置かれた下水道事業の管理者を含む。)</u>の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、<u>この限りでない。</u> (排水設備工事の完了及び検査) 第 14 条 排水設備の新設等を行った者は、その工事<u>の</u>完了した日から 5 日以内にその旨を管理者に届け出て、松江市下水道条例(平成 17 年松江市条例第 347 号)第 7 条の規定による工事完了検査員の検査を受けなければならない。 2 略 <u>(手数料)</u> <u>第 14 条の 2 管理者は、排水設備の新設等に係る計画の確認及び工事の検査に関する事務について、1 件につき 4,000 円の手数料を徴収する。</u> <u>2 前項の手数料は、計画の確認の申請の際に徴収する。</u> <u>3 管理者は、公益上その他特別の事情があると認めたときは、第 1 項に定める手数料を減額し、又は免除することができる。</u> <u>4 既納の手数料は、返還しない。</u>	(排水設備工事の完了及び検査) 第 14 条 排水設備の新設等を行った者は、その工事<u>を</u>完了した日から 5 日以内にその旨を管理者に届け出て、松江市下水道条例(平成 17 年松江市条例第 347 号)第 7 条の規定による工事完了検査員の検査を受けなければならない。 2 略
---	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条中松江市下水道条例第 24 条の改正規定、第 2 条中松江市生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例第 9 条の次に 1 条を加える改正規定及び第 13 条を第 14 条とし、第 12 条を第 13 条とし、第 11 条の次に 1 条を加える改正規定並びに第 3 条中松江市公設浄化槽条例の目次の改正規定及び同条例第 14 条の次に 1 条を加える改正規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。